

計画策定等における地方分権改革の推進について ～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～ のポイント

趣旨

- ・計画策定等に係る「骨太の方針2022」の基本原則に沿った対応となるよう**策定**
- ・各府省の制度の検討等に当たっての**効率的・効果的な計画行政の進め方を示したもの**
地方での活用も期待

I 制度の検討に当たっての進め方

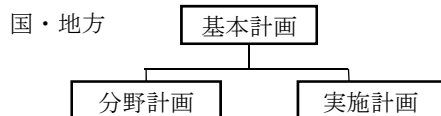
国と地方の適切な役割分担・デジタル技術の活用

事務の処理主体の検討

国（地方行政機関含む。）か、地方公共団体か？

形式等の制度の検討

- ・将来に向けた意思決定の仕方及びその意思決定の表現の形式は、地方公共団体の判断に委ねることを原則
- ・計画等の形式を検討する場合、
計画等に係る体系の明示 ・・計画間の重複回避、統廃合検討



- ・地方公共団体に対して、計画等の策定を求めようとする場合
 - 代替案との比較結果
 - 計画策定等に係る負担の見込み 等**理由を説明**

早期に、内閣府への事前相談・地方六団体への情報提供

II 計画行政の在り方

【計画等の策定について】

- 原則**：将来に向けた意思決定の仕方及びその意思決定の表現の形式は、地方公共団体の判断に委ねる
- 形式を法律で規定せざるを得ない場合**：**計画等以外の形式の検討**
- （例） 国が数量を把握する目的⇒データ共有
私人等に対する認定等の判断基準⇒基準、行政手続法上の基準
国の事業検討のための資料⇒需要調査

↓ 計画等の形式によらざるを得ない場合

1 制度的な検討事項

- ① 策定は「できる規定」を優先的に検討
- ② 既存計画等の統廃合、既存計画等への内容追加を検討
- ③ 一体的な策定、上位計画への統合が可能である旨の規定化を検討

2 現場サイドでの対応に関する事項

地方公共団体での計画体系の最適化を可能とする

- ① 一体的な策定、上位計画への統合が可能なるものを明確化
- ② 地方公共団体の総合計画等に、計画等の全部・一部の内容を記載できるものを明確化
- ③ ①、②に馴染まない、個別の計画等の策定が望ましいものを明確化
※①～③が明確化されていないものは、地方公共団体の判断に委ねる

【計画策定等に係る事務負担について】

各府省での対応：国・地方の職員の負担を適正化

- 地方公共団体の負担の適正化。技術的支援の拡充
- 国の職員の負担（マニュアル、ツールの作成等）も適正化
- 計画等の内容・策定手続は地方公共団体の判断に委ねる
- 電子ファイルでの策定、電子的な国への送付等を可能とする

III 計画行政の推進に当たっての重要事項

- ・通知等によるものについて、技術的助言の趣旨のものはその旨明示
- ・既存の計画等についても、計画期間の終了等定期に在り方を見直し